

## 介護サービス費等の額の特例に関する要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例又は、法第60条の規定に基づく居宅支援サービス費等の額の特例（以下「介護サービス費等の額の特例」という。）に関する事務の取扱いについては、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(介護サービス費等の額の特例)

第2条 介護サービス費等の額の特例は、次の基準による。

(1) 施行規則第83条第1項第1号又は施行規則第97条第1項第1号に該当する者

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により自己の所有に係る住宅（自己使用のものに限る。）、家財又はその他の財産（以下「住宅等」という。）について損害を受けた場合において、当該損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）の住宅等の価格に対する割合（以下「損害の割合」という。）が100分の30以上であるとき、損害の割合が別表第1の左欄に掲げる割合であり、かつ、当該損害を受けた日の属する年度における要介護又は要支援被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者につき算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額の合算額（以下「損害前所得合算」という。）が別表第1の中欄に掲げる金額であるものにつ

る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により、申請書の提出があったときは、速やかに第2条の特例基準に基づき、その適否を審査決定し、第2号様式により通知するものとする。

3 市長は、前項により審査決定し承認した場合は、速やかに申請者の利用するサービス提供事業者へ第3号様式により通知するものとする。

第4条 前条の規定に基づき介護サービス費等の額の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

介護サービス費等の額の特例決定通知書

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

年 月 日付で申請のありました介護サービス費等の額の特例につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 特例適用者  
住所  
氏名  
被保険者番号
- 決定内容  
承認 不承認  
理由
- 介護サービス費等  
本人負担割合 100分の  
保険給付割合 100分の  
(特例適用前給付割合 100分の90)
- 特例適用期間 年 月 から 年 月
- 特例適用期間において、当該申請の事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届けてください

別表第1

損害の割合	損害前所得合算額	特例割合
100分の30以上	100万円未満	100分の96
	100万円以上200万円未満	100分の94
	200万円以上300万円未満	100分の93
100分の50未満	300万円以上400万円未満	100分の92
	400万円以上600万円未満	100分の91
	100万円未満	100分の98
100分の50以上	100万円以上200万円未満	100分の96
	200万円以上300万円未満	100分の94
	300万円以上400万円未満	100分の93
100分の80未満	400万円以上600万円未満	100分の92
	100万円未満	100分の100
	100万円以上200万円未満	100分の98
100分の80以上	200万円以上300万円未満	100分の96
	300万円以上400万円未満	100分の94
	400万円以上600万円未満	100分の92

別表第2

減少の割合	基準所得合算額	特例割合
100分の30以上	100万円未満	100分の95
	100万円以上200万円未満	100分の94
	200万円以上300万円未満	100分の93
100分の50未満	300万円以上400万円未満	100分の92
	400万円以上600万円未満	100分の91
	100万円未満	100分の96
100分の50以上	100万円以上200万円未満	100分の95
	200万円以上300万円未満	100分の93
	300万円以上400万円未満	100分の92
100分の60未満	400万円以上600万円未満	100分の91
	100万円未満	100分の97
	100万円以上200万円未満	100分の96
100分の60以上	200万円以上300万円未満	100分の95
	300万円以上400万円未満	100分の93
	400万円以上600万円未満	100分の92
100分の70未満	100万円未満	100分の99
	100万円以上200万円未満	100分の98
	200万円以上300万円未満	100分の96
100分の70以上	300万円以上400万円未満	100分の94
	400万円以上600万円未満	100分の92
	100万円未満	100分の100
100分の80未満	100万円以上200万円未満	100分の98
	200万円以上300万円未満	100分の96
	300万円以上400万円未満	100分の95
100分の80以上	400万円以上600万円未満	100分の93